

ハローワークもりおか

懇 切

公 正

迅 速

平成22年11月 No.446

社長!!

あなたの会社、労働保険^{〔労災保険 雇用保険〕}に入っていますか?

11月1日～11月30日は、労働保険適用促進強化期間です

労働保険は労働者災害補償保険（一般に「労災保険」といいます。）と雇用保険との総称で、保険給付は両保険制度で別個に行われていますが、保険料の徴収等については、両保険は労働保険として一体の取り扱いをしています。

労働保険は政府が管理、運営している強制的な保険ですので、労働者を一人でも雇っていれば（雇用保険については農林水産の事業の一部を除く）、その事業主は加入手続きを行い、労働保険料を納付しなければならないことになっています。

また、事業主が故意または重大な過失により労災保険の保険関係成立届を提出していない期間中に労働災害が生じ、労災給付を行った場合には、遡及して労働保険料を徴収するほかに労災給付に要した費用の一部も徴収することになります。

現下の厳しい経済状況の影響等もあり、最近では適用事業所数が前年度を下回る状況が続いており、小規模零細企業を中心に未手続事業所が存在しております。

このような状況から厚生労働省では、未手続事業所を解消し、労働保険制度の健全な運営、費用の公平負担、労働者の福祉の向上等を図る観点から、より一層の加入促進に取り組むこととしています。

社長!!

あなたの会社、労働保険^{〔労災保険 雇用保険〕}に入っていますか?

☐ はい

☐ いいえ

一人でも労働者（パート、アルバイトも含まれます）を雇った場合、事業主は、労働保険に加入する必要があります。

「いいえ」とお答えの事業主は、加入手続きを速やかに行ってください。

厚生労働省

本気で考えて。労働保険

詳しくは、労働保険関係、労働者災害補償保険（労災保険）の加入について、厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp>

※ お問い合わせ・ご相談は
ハローワーク盛岡 雇用保険適用課へ
(TEL 019-624-8906)

- 11月1日～11月30日は「労働保険適用促進強化期間」です 1
- 「もりおか高校生就職面談会」開催のご案内 2
- 最近の求人・求職のうごき 2
- 「3年以内既卒者トライアル雇用奨励金」のご案内 3
- 「3年以内既卒者(新卒扱い)採用拡大奨励金」のご案内 3
- 11月は「建設雇用改善推進月間」です 4

～ 未来の宝 高校生を地元に残そう！ ～

「もりおか高校生就職面談会」開催のご案内

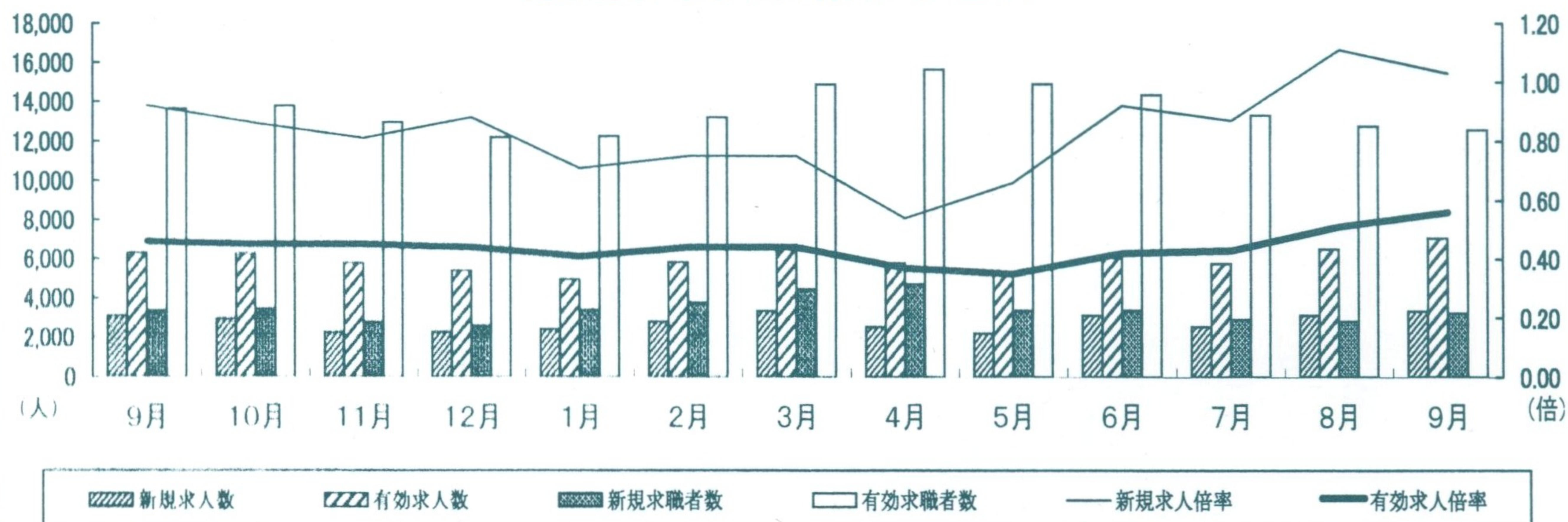
9月16日から来春高等学校卒業予定者の採用選考が開始されましたが、長引く景気の低迷による厳しい雇用情勢の中、当所管内の高卒求人は9月末日現在で390人と、前年を若干上回ったものの例年の半数程度にとどまっており、盛岡地域に就職を希望しても多くの生徒が県外就職等に方向転換せざるを得ないような危機的な状況となっています。

このようなことから、来春高等学校卒業予定者の早期就職内定と、高卒求人を申し込んだ事業主の皆様の円滑な人材確保を目的として下記により開催いたします。

1. 日 時 平成22年12月8日（水）13：00～16：00
2. 場 所 ホテル東日本 3F 鳳凰の間
盛岡市大通3丁目3－8（TEL 019-625-2131）
3. 対 象 者
企 業：就業場所を盛岡公共職業安定所管内とする求人事業所等
参 加 者：平成23年3月卒業予定の高校生で盛岡公共職業安定所管内の事業所に就職を希望する者
4. 内 容 企業人事担当者と就職希望者個々との面談による求人・求職情報交換
5. 申し込み 開催準備の都合上、11月30日（火）までに申し込みをお願いいたします

☆ なお、詳細については、盛岡公共職業安定所 求人・企画部門（019-624-8905）までお問い合わせください

最近の求人求職のうごき



3年以内既卒者トライアル雇用奨励金

卒業後3年以内の既卒者を対象に、原則3ヵ月の有期雇用契約により、必要な技能や知識を身につけるとともに、職場や職種への理解を深め、その後の正規雇用へとつなげることをねらいとする制度です。

① 支給対象事業主

奨励金の対象となる求人を提出し、ハローワークまたは新卒応援ハローワークからの紹介により、原則3ヵ月の有期雇用を経て未就職卒業者を正規雇用として雇い入れた事業主

② 対象者

- (Ⅰ) 平成20年3月以降卒業の新規学卒者（中学、高校、高専、大学(大学院、短大含む)、専修学校等）
- (Ⅱ) 卒業後1年以上継続して同一の事業所に正規雇用された経験がない方
- (Ⅲ) 40歳未満の方

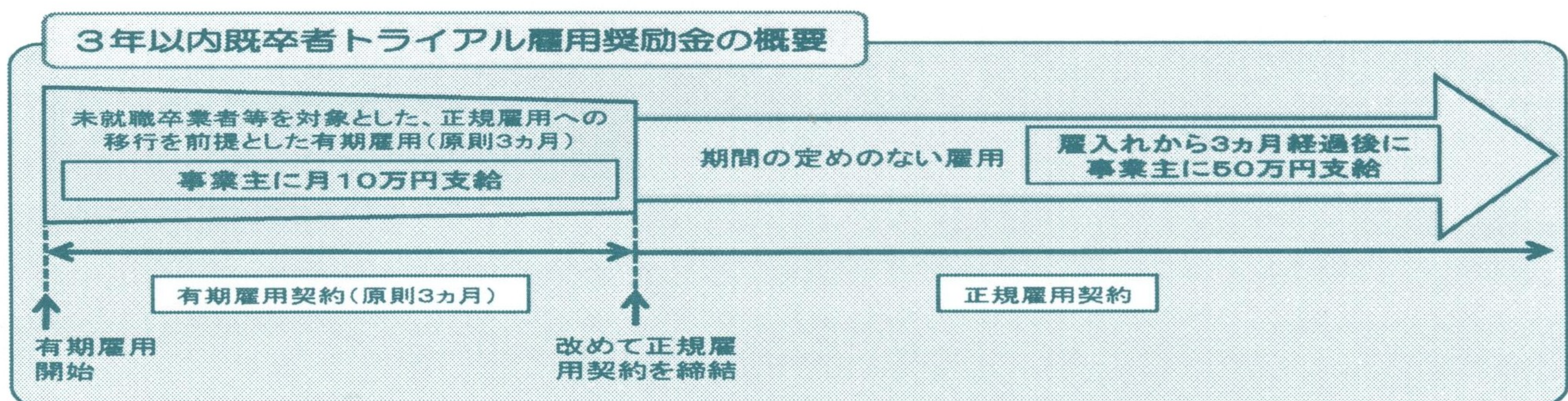
③ 支給額等

(Ⅰ) 有期雇用期間

対象者一人につき月額10万円（有期雇用は原則3ヵ月間。有期雇用期間終了後に支給）

(Ⅱ) 有期雇用終了後の正規雇用での雇入れ

対象者1人につき50万円（雇入れから3ヵ月経過後に支給）



3年以内既卒者（新卒扱い）採用拡大奨励金

卒業後3年以内の大卒者等も応募可能な求人を提出し、卒業後3年以内の大卒者等を正規雇用として雇い入れた事業主に奨励金を支給することにより、既卒者の新卒者枠による採用の普及促進を図ることを目的とした制度です。

① 支給対象事業主

大卒等求人を提出している事業主で、卒業後3年以内の既卒者（平成20年3月以降に卒業）も対象とする求人を提出し、ハローワークまたは新卒応援ハローワークからの紹介により卒業後3年以内の既卒者を正規雇用として雇い入れた事業主

② 対象者

- (Ⅰ) 平成20年3月以降の大学等卒業者（大学、大学院、短大、高専及び専修学校等）
- (Ⅱ) 卒業後1年以上継続して同一の事業所に正規雇用された経験がない方
- (Ⅲ) 40歳未満の方

③ 支給額等

正規雇用での雇入れから6ヵ月経過後に、100万円を支給（1事業所1回限りとなります）

「安心と誇りが仕事の活力」

11月は建設雇用改善推進月間です

わが国の建設業は、全労働者の約1割の人たちが働く基幹産業です。ところが、最近の建設業における雇用管理等の実態をみると、長時間労働や低賃金等、雇用改善はあまり進展せず、雇用関係の不明確性や不安定な雇用形態の存在、労働福祉の立ち遅れ、死亡災害等の重大災害を含む労働災害の多発といった従来からの雇用管理の課題に加え、建設業においては他産業に比べて中高年齢層の占める割合が高く、若年労働者の減少と相まって将来的には労働力が大幅に不足することが懸念されるなど依然として解決すべき課題は多いのが現状です。

また、今日、建設業は厳しい経営環境に直面していますが、この困難な時期を乗り越え、引き続き発展の道筋をつけていくことが雇用の安定のためには極めて重要です。

そのためには、建設業に働く労働者一人一人が希望にあふれ、安心して働くことができるよう、労働条件や福祉の向上等雇用改善に着実に取り組むことが一層求められています。

厚生労働省、国土交通省、独立行政法人雇用・能力開発機構では、建設業における雇用改善について理解と感心をより一層高めていくため、毎年11月を「建設雇用改善推進月間」として広範な啓発活動を展開しています。

平成22年度 建設労働者の雇用の改善のために

創ろうよ!
未来を生みだす
明るい職場!

人々の生活をまえる建設業の未来は日本の未来。
現場で働く人々が安心して、誇りをもてる
職場づくりに、今日から取り組みましょう!

平成22年
11月1日 MON 30日 TUE

安心と誇りが仕事の活力
建設雇用改善推進月間

主催/厚生労働省・国土交通省・独立行政法人雇用・能力開発機構
協賛/ (社)全国建設業協会 (社)日本建設業団体連合会 (社)全国中小建設業協会
(社)建設産業専門団体連合会 (社)日本建設業経常協会 (社)全国建設産業団体連合会

秋山 莉奈

建設雇用改善助成金

建設事業主及び建設事業主団体等が行う雇用管理の改善や建設労働者の技能の向上を図るための措置について、賃金、経費の一部を助成する制度です。

- ・建設教育訓練助成金
- ・建設事業主雇用改善推進助成金
- ・建設事業主団体雇用改善推進助成金
- ・建設業人材育成支援助成金

※詳しくは、独立行政法人雇用・能力開発機構岩手センターにご相談ください。

ハローワークプラザ盛岡

ヤングハローワーク (1F)

TEL 019-653-8609 FAX 019-653-8608

ハローワークプラザ (2F)

TEL 019-623-4800 FAX 019-622-1638

マザーズサロン盛岡 (2F)

TEL 019-907-0203 FAX 019-622-1638

〒020-0024 盛岡市菜園1丁目12-18 盛岡菜園センタービル

発行 盛岡公共職業安定所

〒020-0885 盛岡市紺屋町7番26

TEL 019-624-8905 FAX 019-652-7199

沼宮内出張所 岩手郡岩手町大字沼宮内7-11-3

〒028-4301 TEL 0195-62-2139 FAX 0195-62-1312